

平成 29 年度環境技術実証事業
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
第 1 回技術実証検討会
議事要旨

1. 日時 2017（平成 29）年 6 月 20 日（火）15：30～18：30
2. 場所 鉄鋼会館 811 号室
3. 出席検討員 近藤検討員（座長）、永田検討員、三坂検討員、川久保検討員
梅田検討員、柳検討員
4. 配付資料
資料検討会 1-0 : 議事次第
資料検討会 1-1 : 技術実証検討会・分科会 委員名簿
資料検討会 1-2 : 技術実証検討会設置要綱（案）
資料検討会 1-3 : 実施計画書（案）※
資料検討会 1-4 : 平成 29 年度環境技術実証事業実施要領の改定点について
資料検討会 1-5 : 平成 29 年度環境技術実証事業実施要領
資料検討会 1-6 : ETV の ISO 化に関する国際動向
資料検討会 1-7 : カナダ・ハリファックス WG の概要
資料検討会 1-8 : 第 10 回 ISO-WG 討議資料（テクニカルレポート案）
資料検討会 1-9 : 平成 29 年度テーマ自由枠の進捗状況について
資料検討会 1-10 : 平成 29 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）実証要領（案）
資料検討会 1-11 : 年度スケジュール（案）※
資料検討会 1-12 : 実証対象技術別の性能目標値（案）※
※非公開資料

5. 議事

会議は公開にて行われた。

(1) 開会

環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室・田路室長より挨拶がなされた。

(2) 審議事項

i) 技術実証検討会の設置について 【資料 1-1～資料 1-3】

事務局より、資料 1-1～資料 1-3 に基づき技術実証検討会の設置について説明した。

ii) 実証事業実施要領およびテーマ自由枠の状況について 【資料 1-4～資料 1-9】

実証運営機関のエックス都市研究所より、資料 1-4～資料 1-5 に基づき実証事業実施要領、ETV の ISO 化に関する国際動向およびテーマ自由枠の状況等について説明がなされた。資料に対してなされた議論は以下のとおりであった。

【意見・質疑応答】

- 資料 1-5 p.2 序 1.「目的」および 2.「実証の定義」の記載内容に対して、環境技術実証事業の運用は、ISO の思想に基づいて実施していくならば、「目的」などもそれに見合った内容を記載するべきと思われるが、現行の文章には ISO の思想が何ら記載されていない。

- 資料 1-5 p.14 6章 2.「実証技術の選定」の内容に対して以下の意見があった。
 - ・実証機関が技術を選定する際に、申請者提出資料（データ）だけをもって選定の判断を下すことは難しい。選定した時点で実証する（マークを与える）ことを認めたこととなり、ISO 対応前の「全実証」と同じやり方になる懸念がある。
 - ・ISO 化対応の定義から判断すると、選定の位置づけは、実証技術の候補を選定したに過ぎない。実証技術として認めるか否かは、実証試験結果をもとに判定を行う必要がある。
 - ・実証機関は、実証技術の選定後も試験結果をもとに実証技術として認めるか否かの判定ができるようにした方がよい。
- 資料 1-5 p.18 9章 6.の「実証機関は、・・・・・実証計画で規定した性能と目標値を考慮して評価を行う」の内容に対して以下の意見があった。
 - ・文章中の「評価」の定義が曖昧である。実証機関は、性能が著しく低い結果の技術に対して実証を認めない（実証マークを与えない）旨の判定ができるということなのか。
 - ・別途、用語の定義の中にも、「環境技術は、環境保全効果をもたらす技術」の明記がある。そうであるならば、実証機関、少なくとも環境省は、当該用語の定義を満たさない技術に対して実証を認めないことの判定ができる体制づくりが必要と思われる。
 - ・本分野における環境技術の性能判定は、単一の物性値だけでは判断できず、幾つかの物性値などを組み合わせ、かつ、計算結果などを含めて総合的に判断することになる。目標値の考え方、目標値に対する最低基準の設置などの方針は、分野ごとに定めて良いのか（実証分野ごとに、方針が異なってもよいのか）。
- 資料 1-5 p.19 9章 7. の「実証申請者は、申請書で技術の性能に著しく低い結果がでた場合、・・・・・申請を取り下げることができる。」の内容は、申請者のみが取り下げ判断が出来ることを規定していることになる。環境省もしくは実証機関も申請を取り下げられる体制として欲しい。
- 資料 1-5 p.30 別紙 3 中の「8）自社による試験方法及びその結果」の文章表現に対して以下の意見があった。
 - ・当該文章は、試験装置を自社で所有していることを要求しているように読みとれる。自社以外の試験機関で所得したデータでも良い（予備試験データを取得する際の実施機関は規定しない）ことを述べているのならば、そのことが分かるような明確な文章表現に修正いただきたい。
 - ・申請前に行った試験データと実証のために行う試験データの実施機関が、同一となることがある。違和感を覚える。
- 資料 1-9 表 1 のヒートアイランド対策技術（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）の備考欄に記載の「実証機関公募の結果、申請なし」とあるが、技術の申請はあったのか。

→技術の申請はあったが、実証機関公募に対する実証機関からの申請はなかった。

【結論】

- 資料 1-5 に対する意見等は、事務局で取りまとめを行い、本技術分野の意見・要望として運営委員会に提案することとなった。

iii) 実証要領および実証対象技術の公募について【資料 1-10】

事務局より、資料 1-10 に基づき実証要領（案）について説明した。

【意見・質疑応答】

- p.10 2.対象技術の審査（1）形式的要件の一つ目の項目として「申請された技術が環境技術に該当するか」の文章が追加されているが、二つ目の項目の「申請された

技術が、第1部第1章1.対象技術（p.5参照）で記載内容に該当するか」と内容が重複している。

→p.5 1.対象技術に当分野における環境技術の定義を追加し、p.10 2.対象技術の審査（1）形式的要件の二つ目の項目を削除する。またはp.5 1.対象技術の内容は変更せず、p.10に「当分野における環境技術とは第1部第1章1.対象技術（p.5参照）で記載した内容である」とような文章を追加する。

- 資料1-4では用語の変更について、「実証試験→試験」となっているが、実証要領（案）では「実証試験→実証または試験」となっており齟齬がある。
→「実証試験」という用語を、文脈に応じて「実証」または「試験」のうち適切なものを選択し、変更している。

【結論】

- 以上の議論を踏まえ、指摘事項に関して修正し、メール審議を行うこととなった。
- 実証技術の公募期間は7月下旬から1ヶ月程度を予定しているため、出来るだけ早くエックス都市研究所経由で環境省に提出することとなった。

iv) 年度スケジュールについて【資料1-11】

事務局より、資料1-11に基づき年度内の実証試験スケジュール及び検討会、分科会のスケジュールを説明した。

(3) 閉会

今回の検討会の開催は、9月6日（水）15：00頃からと決定された。

以上

（文責：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室〔速報のため事後修正の可能性有り〕）